

⇨ 会社への貸付け利息

Q : 会社の業績が悪いので、会社にお金を貸付けています。利息を会社からもらうとどういう取扱いになりますか？

A : 原則として雑所得となり、確定申告が必要です。

【解説】

金銭の貸付けによる利息収入がある場合には、その収入が事業所得になるのか、雑所得になるのかをまず判断しなければなりません。税務ではその区分について明確な基準がなく、金銭の貸付け(手形の割引、譲渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付を含む)による所得が事業所得に該当するかどうかは、その貸付回数、貸付金額、利率、貸付けの相手方、担保権の設定の有無、貸付資金の調達方法、貸付のための広告宣伝の状況その他諸般の状況を総合勘案して判定するとされています。

事業所得になるのと雑所得になるのとでは、次のような点で違いが見られます。

- ① 貸倒損失の取扱い
- ② 雑所得の赤字は損益通算が不可
- ③ 事業専従者給与の必要経費算入
- ④ 資産損失の必要経費算入
- ⑤ 事業税の負担

一般に、役員が会社へお金を貸し付けて利息をもらうという場合は、雑所得に該当するものとして取り扱われますが、その利息の額が通常の利率よりも高い場合には、その適正利率による利息を超える部分の金額は、給与として取り扱われることがあります。

